

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第794条1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

令和2年12月28日
東京都新宿区新宿四丁目1番6号
LINE株式会社
代表取締役社長 出澤 剛

当社は、当社の100%子会社であるLINE Pay株式会社と、当社を吸収分割承継会社、LINE Pay株式会社を吸収分割会社とする吸収分割により、LINE Pay株式会社のLINE公式アカウントの販売・運営事業に関する権利義務を当社が承継すること（以下、「本吸収分割」といいます）を内容とする吸収分割契約を令和2年12月24日付で締結いたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法794条第1項）
別添「令和2年12月24日付吸収分割契約書」のとおりです。
2. 分割対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）
当社はLINE Pay株式会社の100%親会社であるため、本吸収分割に際し、当社はLINE Pay株式会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。
3. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第192条第4号）
 - (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等
別添の計算書類等のとおりです。
 - (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容
該当事項はありません。
 - (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割承継株式会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第6号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

当社の2019年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は、436,767百万円、負債の額は253,934百万円、純資産の額は182,833百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社がLINE Pay株式会社より承継する予定の資産及び負債の2019年12月31日現在における帳簿価額は、それぞれ6,825百万円、2,158百万円であります。

また、本吸収分割の効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

吸収分割契約書

LINE Pay 株式会社

LINE 株式会社

2020年12月24日

吸収分割契約書

LINE Pay株式会社（以下「甲」という。）及びLINE株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本吸収分割契約の定めに従い、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲が営むLINE公式アカウントの販売・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：LINE Pay株式会社

住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：LINE株式会社

住所：東京都新宿区新宿四丁目1番6号

第3条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとする。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、本効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 第1項の規定に基づく甲から乙への債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条（分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、一切の対価の交付を行わない。

第5条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない

第6条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年2月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（承認決議）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定により、本吸収分割契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

2. 乙は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本吸収分割契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本吸収分割契約の締結後、本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 9 条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割の効力発生日後も、会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わないものとする。

第 10 条（本吸収分割契約の変更又は解除）

本吸収分割契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸収分割契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本吸収分割契約を変更又は解除することができるものとする。

第 11 条（本吸収分割契約の効力）

本吸収分割契約は、本吸収分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等（もしあれば）が得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条（準拠法・管轄）

1. 本吸収分割契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本吸収分割契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（費用負担及び公租公課）

1. 甲及び乙は、本吸収分割契約に別途明確に定める場合を除き、本吸収分割契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。
2. 本権利義務に係る公租公課及び保険料等は、日割り計算により本効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が負担する。

第 14 条（協議事項）

本吸収分割契約に定めるもののほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本吸収分割契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本吸収分割契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 12 月 24 日

甲：

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

LINE Pay 株式会社

代表取締役社長 長福 久弘

乙：

東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

LINE 株式会社

代表取締役社長 出澤 剛

承継対象権利義務明細表

本吸収分割において、乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務は、下記のとおりとする（但し、法令、条例等により本吸収分割による承継が禁止又は制限されるものを除く。）。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の 2019 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生直前時点（以下「基準時点」という。）までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する一切の売掛債権、貯蔵品、前払費用およびその他の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

なし

② 無形固定資産

なし

2. 債務

(1) 流動負債

本件事業に属する一切の買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金

(2) 固定負債

なし

3. 労働契約等

本件事業に従事する甲の従業員と甲との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した権利義務は一切承継しない。

4. 労働契約等を除く契約

甲が本件事業に関し締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。

5. 許認可等

基準時点において本件事業に関して甲が保有する一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上本吸収分割により承継可能なもの。

以上

監 査 報 告 書

第6期

自 2019年 1月 1日

至 2019年 12月 31日

LINE Pay 株式会社

独立監査人の監査報告書

2020年3月6日

LINE Pay 株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小林 尚明 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木 智佳子 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINE Pay株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

LINE Pay株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,995,642	流動負債	30,511,828
現金及び預金	32,648,962	未払金	15,079,340
売掛金	1,626,493	未払費用	396,036
未収入金	4,344,479	前受金	624,476
未収法人税等	155,512	預り金	11,932,487
未収消費税	132,625	未払法人税等	211,545
短期貸付金	13,333	預り保証金	78,900
前払費用	68,532	ポイント引当金	148,214
貯蔵品	5,889	その他引当金	1,793,447
貸倒引当金	△286	その他	247,379
その他	100	固定負債	26,411
固定資産	3,553,041	その他引当金	24,338
有形固定資産	454,717	その他	2,073
工具器具備品	410,685	負債合計	30,538,239
建設仮勘定	42,650	(純資産の部)	
その他	1,382	株主資本	12,010,443
無形固定資産	90,564	資本金	21,100,000
ソフトウェア	90,564	資本剰余金	21,650,000
投資その他の資産	3,007,758	資本準備金	21,535,000
関係会社株式	2,999,329	その他資本剰余金	115,000
長期貸付金	3,333	利益剰余金	△30,739,556
敷金	5,095	その他利益剰余金	△30,739,556
破産更生債権等	6,132	繰越利益剰余金	△30,739,556
貸倒引当金	△6,132	純資産合計	12,010,443
資産合計	42,548,683	負債・純資産合計	42,548,683

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

LINE Pay 株式会社

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		6,288,437
営業費用		25,467,651
営業損失(△)		△19,179,213
営業外収益		
プリペイドカード退蔵益	59,407	
雑収入	131,435	190,842
営業外費用		
支払利息	21,740	
為替差損	23,841	
雑損失	18,336	63,919
経常損失(△)		△19,052,290
特別損失		
損害補償損失引当金繰入額	1,740,000	
減損損失	21,246	1,761,246
税引前当期純損失(△)		△20,813,536
法人税、住民税及び事業税		8,392
当期純損失(△)		△20,821,928

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)

LINE Pay 株式会社

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2019 年 1 月 1 日残高	3,600,000	4,035,000	115,000	4,150,000	△9,917,627	△9,917,627	△2,167,627	△2,167,627
新株の発行	17,500,000	17,500,000	-	17,500,000	-	-	35,000,000	35,000,000
当期純損失(△)	-	-	-	-	△20,821,928	△20,821,928	△20,821,928	△20,821,928
事業年度中の変動額合計	17,500,000	17,500,000	-	17,500,000	△20,821,928	△20,821,928	14,178,071	14,178,071
2019 年 12 月 31 日残高	21,100,000	21,535,000	115,000	21,650,000	△30,739,556	△30,739,556	12,010,443	12,010,443

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具器具備品 3～5年

その他 2年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

プロモーション等によりユーザーへ付与されるポイントの外部支出額を合理的に見

積り、当事業年度の負担に属する見込み額を計上しております。

③ その他引当金

a 当社の親会社である LINE 株式会社における株式給付信託制度(J-ESOP)による当社の負担金額の見込み額を計上しております。

b プロジェクト開発中止に伴う損失について当社負担分の見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益については役務の提供に応じて、費用については発生主義により計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、当期の負担すべき期間費用として処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 会計方針の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）並びに「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 2018 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類等へ及ぼす影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

該当事項はありません。

② 担保付債務

該当事項はありません。

上記のほか、金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約（契約金額 26,000,000 千円）を締結しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 87,769 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 3,682,945 千円

短期金銭債務	2,980,068 千円
長期金銭債権	3,333 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	4,967,442 千円
営業費用	3,591,802 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	807,000	3,500,000	-	4,307,000

(2) 当事業年度における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	121,266 千円
前受金	104,583 千円
子会社株式の減損	162,975 千円
繰越欠損金 (注)	9,386,432 千円
その他	601,989 千円
繰延税金資産小計	10,377,245 千円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 (注)	△9,386,432 千円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額	△990,813 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金資産の純額	— 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計

	(千円)	2年以内 (千円)	3年以内 (千円)	4年以内 (千円)	5年以内 (千円)	(千円)	(千円)
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	39,831	9,346,601	9,386,432
評価性引当額	-	-	-	-	△39,831	△9,346,432	△9,386,432
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は軽減するために一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また当社は主要な財務上のリスク管理の状況について定期的に当社のマネジメントに報告しております。

当社の方針として、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	32,648,962	32,648,962	-
② 売掛金	1,626,311	1,626,311	-
③ 未収入金	4,344,375	4,344,375	-
資産計	38,619,649	38,619,649	-
④ 未払金	15,079,340	15,079,340	-
⑤ 預り金	11,932,487	11,932,487	-
負債計	27,011,828	27,011,828	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額によっております。

売掛金及び未収入金は貸倒引当金を控除しております。

負債

未払金、預り金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式(非上場株式)	2,999,329

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積る事ができず、時価を把握するのが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注2)
親会社	LINE株式会社	(被所有)直接100%	役員の兼任 業務委託契約 担保の被提供	加盟店売上等(注3)	3,652,690	売掛金 未収入金 未払金	527,424 2,008,756 2,757,350
				資金決済法保証金(注4)	25,000,000	-	-
				増資(注5)	35,000,000	-	-
				借入金の返済	500,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 日本国内の期末残高には消費税等を含めております。

(注3) LINE@加盟店の売上に対するレベニューシェアと加盟店売上であり、前者は親会社と協議の上料率を決定しております。後者については、当社の規約に基づき料率を決定しております。

(注4) 金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約を締結しているものについて、LINE株式会社より保証を受けているものであります。

(注5) 2019年1月31日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、1株につき10千円で当社株式2,000,000株及び2019年11月12日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、1株につき10千円で当社株式1,500,000株を引受けたものであります。

(2) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注2)
----	--------	-------------------	-----------	------	----------	----	----------

子会社	LINE Biz Plus Taiwan Limited	直接 70.01%	役員の兼任 業務受託契約	業務受託 収入(注 3)	1,083,753	売掛金	1,082,314
-----	------------------------------------	-----------	-----------------	--------------------	-----------	-----	-----------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 日本国内の期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 業務受託収入については、LINE Biz Plus Taiwan Limited 社より提示された料率を基礎として定期交渉の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 1株当たりの純資産額 | 2,788円59銭 |
| ② 1株当たりの当期純損失 | 7,762円59銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(ポイント事業の譲受)

当社は2019年12月24日付けで、当社親会社であるLINE株式会社とLINEポイントの事業について事業譲渡契約を締結する事を決議し、2020年1月1日付で事業譲渡を実行いたしました。

1. 事業を譲受ける理由

LINEグループとしてLINEポイント事業についてはフィンテック領域における事業を営む当社にて主管し業務を進める事で迅速な意思決定を行う事ができ効率的な運営がされる事が見込まれるため、LINE株式会社のLINEポイント事業を譲受けました。

2. 分離元企業の名称

LINE株式会社

3. 譲受ける事業の内容

LINEポイントの発行及び管理事業

4. 譲受ける資産・負債の金額

現金及び預金	3,110,482千円
預り金	3,110,482千円

5. 譲渡の時期及び企業結合日

2020年1月1日

6. 法定形式

事業譲渡による譲受

7. 取得対価

現金 1円

【附属明細書】

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	工具器具備品	52,071	444,477	-	85,863	410,685	87,078	497,764
	建設仮勘定	480,941	-	438,291	-	42,650	-	42,650
	その他	-	2,073	-	691	1,382	691	2,073
	計	533,013	446,550	438,291	86,554	454,717	87,769	542,487
無形固定資産	ソフトウェア	126,123	-	1,440	34,119	90,564		
	計	126,123	-	1,440	34,119	90,564		

(注) 上記固定資産のうち、建設仮勘定 42,650 千円につきましては LINE Pay 加盟店に設置するバーコードリーダーを製造委託しているものであります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	1,524	-	-	1,238	286
貸倒引当金(固定)	2,544	3,588	-	-	6,132
ポイント引当金	123,302	1,316,083	1,265,263	25,908	148,214
その他引当金	26,376	1,810,085	43,013	-	1,793,447
その他引当金(固定)	24,366	-	-	28	24,338

(注1) 上記ポイント引当金のうち、その他 25,908 千円につきましてはユーザーの退会及び期間満了に伴う失効によるものであります。

(注2) 貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は洗替によるものであります。

3. 営業費用の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
給与	1,268,802
賞与	89,725
雑給	4,725
福利厚生費	290,982
旅費交通費	115,738
接待費	4,371
貸倒引当金繰入	2,355
有形固定資産償却費	86,554
無形固定資産償却費	34,119
通信費	92,348
水道光熱費	2,083
租税公課	423,351
支払賃借料	217,789
保険料	627
運搬費	109,397
図書印刷費	44,620
会議費	1,782
消耗品費	229,674
支払手数料	5,248,453
金融手数料	1,517,717
情報利用料	1,870,471
広告宣伝費	13,719,659
雑費	92,300
合 計	25,467,651

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



第6期 事業報告

〔 2019年1月1日から
2019年12月31日まで 〕

1. 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国の経済は、個人消費は消費税率の引上げによる影響を受けつつも、設備投資については企業収益が高水準を維持する中、増加基調で推移しました。しかしながら、今後の動向におきましては中国経済の緩やかな減速、米中の通商問題に対する懸念等を背景に弱含んでおります。

このような環境のもと、LINE 株式会社の提供する LINE 事業を含むウェブサービス事業は国内外に展開を加速しており、当社は電子決済事業「LINE Pay」を担う会社として事業を行っております。

当事業年度においては、LINE Pay ユーザーの利便性の極大化に重点をおきコンテンツの充実及びキャッシュレス決済の普及を目標に掲げ施策を行ってまいりました。

その結果、当事業年度の当社の営業収益は 6,288,437 千円（前期比 41.2%増）となったものの、各種キャンペーン等の費用も増加し、営業損失は 19,187,605 千円（前期営業損失 5,333,010 千円）、経常損失は 19,060,682 千円（前期 経常損失 5,361,626 千円）と増収減益になりました。また、当期純損失は 20,821,928 千円（前期 純損失 5,403,707 千円）となりました。

②資金調達の状況

当期は、増資による資金調達を行いました。

区分	金額	備考
増資	20,000,000 千円	株主割当による増資 発行株式の種類及び数 普通株式 2,000,000 株 発行価格 10 千円 払込金額の総額 20,000,000 千円 払込期日 2019年2月28日 割当先および株式数 LINE 株式会社 2,000,000 株
増資	15,000,000 千円	株主割当による増資 発行株式の種類及び数 普通株式 1,500,000 株 発行価格 10 千円 払込金額の総額 15,000,000 千円 払込期日 2019年11月15日 割当先および株式数 LINE 株式会社 1,500,000 株

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の主な指標の推移は下表のとおりであります。

区分	期別	第3期	第4期	第5期	第6期 (当事業年度)
営業収益	(千円)	54,349	213,023	4,452,592	6,288,437
経常損失(△)	(千円)	△1,605,370	△2,730,643	△5,361,626	△19,187,605
当期純損失(△)	(千円)	△2,147,985	△2,744,008	△5,403,737	△20,821,928
1株当たり 当期純損失(△)	(円)	△6,505.00	△5,772.20	△7,103.65	△7,762.59
総資産	(千円)	6,431,141	12,326,178	15,006,013	42,548,683
純資産	(千円)	1,740,926	1,936,109	△2,167,627	12,010,443
1株当たり 純資産	(円)	5,272.25	4,072.73	△2,849.52	2,778.59

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社はLINE株式会社であり、同社は当社の株式4,307,000株(出資比率100%)を保有しております。当社は親会社から主として加盟店等の契約を締結しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出 資比率	主要な事業内容
LINE Biz+ Taiwan Limited	54,706,471 台湾ドル	70.01%	ソフトウェア開発・設計・開発・運用及び電子決済システムの提供・運営
LINE Biz Plus Corporation	4,000,000,000 韓国ウォン	100%	ソフトウェア開発・設計・開発・運用及び電子決済システムの提供・運営

(4) 会社が対処すべき課題

当社の事業領域である電子決済サービス市場においては、個人の決済手段におけるキャッシュレス化がますます進むことが想定されており、当社はスマートフォンでの決済が可能となる事業に注力しております。

そのような状況下において、メッセージアプリLINEを運営するLINE株式会社と業務提携関係をますます深耕させ、日本においてスマートフォン決済のデファクトスタンダードとなるべく具体的には以下の項目について取り組んでまいります。

① コンプライアンス制度の強化

当社は、キャッシュレス市場におけるリーディングカンパニーとしてあらゆる法令や諸規則を遵守し、高い自己規律に基づく健全な業務運営の確保に努める事で関係各省庁と足並みを揃えコンプライアンスを徹底した透明性の高い経営の実現により全てのステークホルダーから信頼・評価される体制を構築してまいります。

② 収益基盤の強化

現在、当社は LINE Pay の国内ユーザーを獲得すべく投資ステージと位置づけ、積極的にプロモーション活動を行っております。今後は各種契約形態において採算を重視した締結を念頭にシステム開発及び保守費用、営業費用の合理的な抑制に努め当社収益基盤の強化を図ってまいります。

③ システム基盤の強化

現在、フィンテック市場においては市場の拡大が予測されており、LINE Pay サービスにおいても決済件数の大幅な増加にも対応できるよう既存システムの増強を図るとともに、加盟店ニーズの多様化、ユーザーの利便性向上策の実施、新サービス提供のためのシステム機能の強化を図ってまいります。

④ 情報セキュリティの強化

当社の電子キャッシュウォレットサービスは、情報通信事業者が提供する公衆回線、専用回線及びインターネット網を利用しているため、外部からの不正な手段によるコンピューターシステムへの侵入、通信システムの障害、コンピューターソフトウェアの動作不良や誤作動等のリスクを最大限に防ぐため、常に最新のセキュリティ対策を講じてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

- 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用及びこれらの代理業

(6) 主要な営業所 (2019年12月31日現在)

名所	所在地
本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
231名	56名	33.8歳	1年1ヶ月

(注1) 使用人は、関係会社からの出向就業人員であります。

(注2) 平均勤続年数は出向開始日より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)
該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

①発行可能株式総数	5,000,000株
②発行済株式の総数	4,307,000株
③株主数	1名
④大株主	

株主名	持株数	議決権比率
LINE株式会社	4,307,000株	100%

(注) 当社の親会社はLINE株式会社であり、当社株式の100%を保有しております。

親会社であるLINE株式会社との取引は出向受入および役員の受入に伴うものと当社の加盟店としての取引が主なものであり当社利益を害すべき留意事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

氏名	地位	役職	重要な兼職の状況
高永受	代表取締役	CEO	
舩田淳	取締役		LINE(株) 取締役 CSMO (株)出前館 取締役
出澤剛	取締役		LINE(株) 代表取締役
長福久弘	取締役	COO	
林萬基	取締役	CISO/CRO	
木檜直子	監査役		

(注1) 木檜直子氏は米国公認会計士としての経験等を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注2) 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	1名 (-名)	19,081千円 (-千円)
監査役 (うち社外取締役)	-名 (-名)	-千円 (-千円)

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC あらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,259千円

③ 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等に同意しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役の互選によって定めた監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適性を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、LINE 株式会社が制定し、当社取締役会にて決議された LINE グループ行動規範を遵守するとともに、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを取締役及び使用人に徹底する体制を採ります。
- b 代表取締役の直轄組織として内部監査チームを設置し、当社及び子会社の内

部監査を実施するほか、使用人が直接法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、LINE 株式会社の設置する内部通報窓口にて匿名で通報することができる体制を採ります。

- c コンプライアンスを推進するための専門部署を設置し、コンプライアンス体制の構築及び推進を実施します。
- d 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度で関係を遮断します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会規則のほか、情報セキュリティに関する規程等の当社グループの諸規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下「文書等」という）として記録し、保存しています。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる体制を採ります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスクマネジメントに係る諸規程を定め、平常時におけるリスクマネジメントに関する意思決定を迅速に行う体制を採ります。
- b 事業継続に影響を与えるリスク又はその可能性が生じた場合には、代表取締役及び担当取締役の指示のもとで組織的なリスクマネジメントを行い、決定された対策の実効性並びにリスクマネジメントのプロセスごとの妥当性及びその結果等については、その重要性に応じて内部監査チームが監査し、その結果を代表取締役及び監査役へ報告する体制を採ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役が出席する取締役会にて経営上の重要な意思決定を行い、代表取締役及び取締役が業務を執行する経営体制を採ります。併せて、執行役員制を採用し、経営と執行を分離する意図のもとで業務の執行を執行役員へ委譲することにより業務執行の効率化を図ります。なお、個別の業務執行においては、社内規則に基づく職務権限及び業務分掌に従い業務の専門化かつ高度化を図ることで、効率化された意思決定プロセスによる取締役及び執行役員の業務執行が行われる体制を採ります。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対して重要事項の報告又は事前協議を求め、財務及び人員の状況等に関して継続的なモニタリングを実施する体制を採ります。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の財務、法務、セキュリティの責任者等と意見交換を随時行い、リスク管理上の課題、業務執行の効率性、財務報告の正確性の観点からの課題を把握する体制を採ります。
- c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社がそれぞれ自律的に業務の適正を確保する体制を整備する

ことを基本としつつ、当社グループとしての共存・共栄を図るため、相互の緊密な連携のもとで当社は適切な子会社管理及びリスクマネジメントの支援等を行う体制を採ります。

- d 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役、取締役及び執行役員は、それぞれの業務分掌に従い、各子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導体制を採ります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を速やかに選任します。

- ⑦ 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項に基づき監査役の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その使用人の人事異動、評価及び懲戒等の人事に関する事項については、監査役の事前の同意を要するものとする等、取締役からの独立性を確保し、かつ、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するよう、配慮します。

- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

- a 当社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人が法令、定款又はLINEグループ行動規範に違反する行為、当社グループに重大な損失を及ぼすおそれのある行為その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項（以下「法令違反行為等」という）を察知した場合、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。更に、監査役が取締役会に毎回出席することで、当該報告体制を強化します。

加えて、内部監査チームが内部監査計画、その進捗、監査結果等を監査役へ報告しているほか、その他の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定するものとしています。

- b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人（以下「子会社の取締役等」という）が法令違反行為等を察知したとき又は子会社の取締役等から法令違反行為等の報告を受けた者は、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する体制を採ります。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する

る事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を確保します。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する体制を採ります。また、監査役は、会社の業務及び資産状況の調査その他の監査実務の遂行にあたって内部監査チームと連携し、監査項目の選別、実施等において効率的かつ実効性の高い監査を行う体制を採ります。
